

丙E第20号証

陳述書

住所 沖縄県沖縄市海邦一丁目19番10号
氏名 仲宗根 保彦
(昭和37年10月19日生)

- 1 私は、平成元年1月に沖縄市役所に採用された後、沖縄市建設部東部海浜開発局計画調整課技師、沖縄県土木建築部港湾課技師(出向)、沖縄市建設部都市計画課係長、同部東部海浜開発局副技幹、同部東部海浜開発局計画調整課の課長を経て、平成26年1月から同部東部海浜開発局の局長を務めております(計画調整課の課長も兼務しています。)

これから、沖縄市の東部海浜開発事業(以下「本件海浜開発事業」と言います。)に関連して私が知っていることをお話していきたくと思います。

- 2 本件海浜開発事業の背景

- (1) 沖縄市が抱える課題

本件海浜開発事業の背景には、まず、行政として、沖縄市が抱えている各種課題に対し、積極的に対策を打ち出していかなければならないということがあります。

沖縄市は、現在でも、米軍基地及び自衛隊基地の合計面積が市域面積の約36%を占めていて、開発用地が不足し、まとまった土地を確保することが難しい状況にあります。沖縄市は未だに基地経済に依存しておりますが、那覇市や本島西海岸地域には都市機能、商業機能、リゾート機能等が集積していているため、今後、沖縄市の地域活力がますます低下していくことが懸念されています。沖縄市の完全失業率は高く、最新の国勢調査が行われた平成22年においては、14.5%(全国平均6.4%の約2.26倍)もありました(丙E第19号証)。また、日本国内の他の地域ほどではないかもしれませんが、沖縄市でも高齢化は着実に進行しています。

- (2) 歴史的経緯

上記(1)は沖縄市の長年の課題であり、これらの解決策の一つとして、沖縄市は東部海浜開発計画を進めてきています。

今回の裁判にあたって改めて整理した結果、計画の経緯が、平成25年6月までの時点で、別紙「沖縄市東部海浜開発事業に関する経緯(年表)」(以下「年表」と言います。)のとおりにあることが確認できました(年表は、被告沖縄市市長の準備書面(9)に別紙として添付したものと同じです。)。年表は、東部海浜開発局の職員が手分けして過去の資料にあたり、代理人弁護士と共に、資料から根拠があると確認できた事実のみを時系列に整理して一覧表化したものです。

私自身が年表の記載内容を丸暗記しているわけではないので、詳細は年表を見てくださいとしか言えないのですが、年表と他の証拠を併せて見ていただければ、①過去に沖縄市東部地域の埋立てが繰り返し行われた結果、沖縄市の市域が広がり、市全体の活性化の足掛かりとなってきたこと(丙B第5号証、丙B第6号証、丙D第2号証・裏面等)、②上記(1)の課題克服のため、沖縄市が長い年月をかけて調査・協議・調整等を行ったり、地元からの同意を得たりしながら東部海浜開発計画を推進してきたこと(丙A第5号証ないし丙A第14号証等)、及び③住民、市民団体、市議会等が東部海浜開発の推進を望んできたことなどがお分かりいただけるのではないかと思います。

開発用地が不足し、地域活性化の基盤が限定されている沖縄市及び沖縄市民にとって、本件海浜開発事業を推進して、国及び沖縄県の埋立事業により埋め立てられた土地を有効活用して地域全体を活性化することは、長年の悲願とも言えるのです。

3 本件沖縄市案の策定に至る経緯

(1) 東門市長の方針表明

市長に東門美津子(以下「東門市長」と言います。)が就任するまで、沖縄市は、約187haの埋立地(第1区域及び第2区域の合計面積)を利用する計画(変更前の土地利用計画)を前提として事業を推進してきました。

東門市長は、平成18年に初当選した後、選挙公約に従い、

事業の精査と公平公正な観点からの情報公開を目的として、東部海浜開発事業検討会議を設置しています。同会議において、学識者や埋立ての賛否に関わらずに公募された市民委員らが、関係資料の精査、現地視察や、原告団の母体である「泡瀬干潟を守る連絡会」を含めた、事業に関心をもつ団体などへの聞き取り調査等を実施しつつ、公開の場で継続的に議論を行い、最後には各委員が東門市長に対して意見提案をしました。（丙E第15号証、丙E第16号証の1ないし11）

東門市長は、意見提案を受けた後も、沖縄市内部での検討や、各団体及び有識者等からの意見聴取を行った上で、最終的に、平成19年12月、「第1区域は土地利用計画の見直しを前提に推進、第2区域は推進困難」との方針を表明（以下「本件方針表明」と言います。）をしました（甲E第3号証）。

(2) 調査業務

本件方針表明を受けて、第1区域のみを埋め立てることを前提として、土地利用計画の見直しに着手することになりました。

沖縄市は、土地利用計画の見直しにどのように取り組んでいくべきかを検討を行った上で、見直しに係る調査を進めるにあたっては高度な技術力及びノウハウが不可欠でした。そこで、調査費の予算について市議会の議決を経た上で、コンサルタント業者（八千代エンジニアリング株式会社）に対して東部海浜開発土地利用計画検討調査業務を委託発注しています。同社に委託した業務は、①見直し前の土地利用計画の検証及び課題の抽出等の調査、②土地利用計画案の検討、③事業主体及び事業手法の検討、④波及効果分析、⑤東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会（以下「調査委員会」と言います。）の設置及び運営、⑥沖縄市が設置する市民参画の会議等の運営補助の各業務で、この中には、市民が土地利用計画を主体的に感じられる手法の検討を沖縄市と協力して行うことなども含まれています。

(3) 市民意見の収集

沖縄市は、市民の意見を収集するため、東部海浜開発土地利用計画策定100人ワークショップ（以下「100人WS」と

言います。)を開催したり、具体的な土地利用計画の市民案を作成するために沖縄市活性化100人委員会東部海浜開発見直し部会(以下「見直し部会」と言います。)を開催したりしています(丙A第1号証・7-1頁~75頁,丙E第4号証の1ないし丙E第8号証の26,甲E第6号証)。

なお、見直し部会から最終的に提出を受けた市民案は、市民意見との整合という観点から土地利用計画案を評価する際に用いられていますし、実際にも見直し後の土地利用計画に取り込まれていると言えます。

(4) 調査委員会の指導・助言

沖縄市は、東部海浜開発土地利用計画作成の進め方、計画の有効性・妥当性に対して指導・助言を得ることを目的として、調査委員会を設置しています。

沖縄市は、100人WSの市民意見や見直し部会の検討状況を踏まえて4つの土地利用計画案を作成していますが、調査委員会は、この4案について協議し、沖縄市が並行して行った第1回企業ヒアリングの結果等も踏まえて、最終的に「スポーツコンベンション拠点の形成案(第2案)」で検討を進めていくべき旨の指導・助言をしています(丙A第1号証・2-1頁~3頁,5-25頁~29頁,6-1頁~29頁,丙E第9号証の1ないし5)。

(5) 追加検証

沖縄市は、調査委員会の指導・助言を得ながら、民間企業に対して第2回企業ヒアリングを行って、将来的需要や課題等について聴取して土地利用計画の有効性を追加で検証し、更に、第3回企業ヒアリングとして、「スポーツコンベンション拠点の形成案(第2案)」に関心を示している企業に対してヒアリングを行って、2社が進出意向を有していることを確認しています(丙A第1号証・5-30頁~34頁,甲B第3号証,丙B第3号証)。

(6) 本件沖縄市案

以上を踏まえて更なる検討を加えた上で、沖縄市は、平成2

2年7月、本件沖縄市案を策定して、公表しました（丙A第1号証・参-1頁～23頁、甲B第1号証）。

4 本件沖縄市案の検討状況

本件海浜開発事業は、失業率が高いという問題を直接的に改善する等の効果を生み出すと共に、開発用地が不足し、基地経済に頼る沖縄市が自立的に発展していく起爆剤になると期待されています。本件海浜開発事業の公共性は高く、社会的見地からも政策的見地からも推進していく必要性が認められるのです。

また、沖縄市においては、経済的見地からの検討も行っており、既存の統計資料やコンサルタント業者の調査能力を活用して、①需要、②波及効果、③事業収支の各観点から、第I区域のみの埋立てを前提とした土地利用計画の有効性、妥当性等を検討しています。私自身は、その詳細な内容や数字を記憶してはいませんが、その検討状況及び結果は、「東部海浜開発土地利用計画検討調査業務報告書」（丙A第1号証）に記載されています。

5 最後に

確かに、本件沖縄市案を策定した平成22年7月時点で予測不可能だった事情により沖縄県入城観光客数が落ち込むなどしておりますが、昨年（平成25年）の入城観光客数は641万人で、過去最大だった平成20年の604万人を大きく上回っていて、増加傾向は顕著と言えらると思います（丙B第18号証）。

本件海浜開発事業を推進していくことにより十分な波及効果を見込むことができますし、このことが沖縄市が抱える様々な課題を解決していくことに繋がっていくのです。

平成26年3月6日

仲宗根 保孝

沖縄市東部海浜開発事業に関する経緯（年表）

昭和 35年		泡瀬内海埋立事業	・ 現泡瀬五丁目及び六丁目にあたる土地(約32万㎡)が造成される(～昭和41年)。
昭和 47年 5月		沖縄県の日本復帰	・ 沖縄県が日本に復帰する。本土との格差是正と沖縄の自立的発展を目指して、沖縄振興開発計画が進められる。
昭和 49年 4月		沖縄市の誕生	・ 旧コザ市と旧美里村が合併して新生沖縄市が誕生する。軍用地が市域面積の約44%を占める。
昭和 50年 12月		沖縄市総合計画・基本構想	・ 基地依存経済から脱却し、中部地域の経済振興・安定化を図るべく、港湾建設とその活用を図ることを計画する(丙A5)。
昭和 51年		泡瀬土地区画整理事業に伴う埋立事業	・ 現泡瀬二丁目及び三丁目付近の土地(土地区画整理事業全体約77万㎡)が造成される(～昭和63年)。
昭和 58年 1月		沖縄市総合計画・第2次基本計画	・ 中城湾港湾の湾岸域を海洋性レクリエーションの拠点として整備する方針を立てる。
昭和 59年		新港地区第一次埋立事業	・ 新港地区の土地(沖縄市部分(現海邦一丁目及び二丁目並びに海邦町)約123万㎡、現うるま市部分約57万㎡)が造成される(～平成4年)。
昭和 60年 9月		東部海浜地区振興開発懇話会	・ 地域代表者、学識経験者等の委員が、6回に渡って、東部海浜地区の振興開発の可能性について自由討論を行う(～昭和60年11月)。 昭和61年2月、同懇話会は、沖縄市長に対し、「観光、雇用の両面から、自然を活かした国際的リゾート開発をし、観光の振興を図る。まとまった開発を行うにあたっては、広大な軍用地を抱える既存の陸域では困難であり、どうしても海に求めていかざるを得ない。」等の報告を行う(丙A18)。
昭和 62年 3月		東部海浜地区埋立構想	・ 東部海浜地区に国際的な海洋リゾート基地を形成するための埋立構想(A案～C案)を策定する(丙A6)。
昭和 62年 6月		沖縄市新総合計画・基本構想・第1次基本計画	・ 東部海浜地区の埋立開発計画を促進し、国際交流拠点の整備を促進することを計画する(丙A7)。
昭和 62年 7月		東部海浜地区開発計画庁内検討委員会	・ 東部海浜地区の振興開発の基本方針を立案するため、市内部に検討委員会を設置する。
昭和 62年 12月		東部海浜地区開発プロジェクトチーム	・ 東部海浜地区の埋立開発計画を推進するため、市内部にプロジェクトチームを設置する。
昭和 64年 1月		東部海浜開発局	・ 東部海浜地区開発業務を円滑に推進するため、プロジェクトチームを東部海浜開発局に組織変更する。
平成 1年 3月		東部海浜地区開発計画	・ 「東部海浜開発計画調査委員会」(昭和63年11月～平成1年3月)の指導・助言を受けて、東部海浜地区の開発基本計画を作成する(丙A7)。
平成 1年 3月		市議会決議①	・ 全会一致で、東部海浜開発計画の促進に関する要請決議を行う(丙E12の1及び2)。
平成 1年 3月		市長要請(→県)	・ 県に対し、東部海浜開発計画を中城湾港湾計画の中に位置付けるよう要請する(丙A19)。
平成 1年 3月		市長要請(→国)	・ 国(那覇防衛施設局)に対し、自然環境の有効利用及び護岸等建設費の抑制のため、泡瀬通信施設保安水域の一部解除を要請する(丙A20)。
平成 1年 7月		関連2漁業の合意	・ 東部海浜地区開発計画(平成1年3月作成)につき、沖縄市漁業組合及び南原漁業組合の合意を得る。
平成 1年 10月		地元住民から埋立法線の変更要請	・ 泡瀬復興期成会が海岸線の砂浜とヨネ(砂嘴)を残すよう、東部海浜地区開発計画の埋立法線の変更を要請する(丙A9の1)。
平成 1年 11月		東部海浜リゾート開発シンポジウム	・ 沖縄市内の32団体が、東部海浜開発計画の早期実現に向けて、沖縄市東部海浜リゾート開発推進協議会(現「沖縄市東部海浜開発推進協議会」)を発足させ、東部海浜リゾート開発シンポジウムを開催する。
平成 2年 3月		地元住民から「人工島リゾート構想」の提案	・ 泡瀬ビジュアル会(地元の若手有志が平成1年に結成)が、代案として、出島方式による埋立構想を提案する(丙A21)。
平成 2年 6月		【県】港湾計画への位置付けを見送る	・ 地元の合意形成が不十分であるとの理由から、東部海浜開発計画を中城湾港湾計画の中に位置付けることを見送る。
平成 3年 6月		市修正案(出島方式)に対する地元合意	・ 出島方式による市修正案につき、泡瀬復興期成会並びに沖縄市漁業組合及び南原漁業組合の合意を得る(丙A9の2及び3)。
平成 3年 9月		沖縄市新総合計画・第2次基本計画	・ 海洋性リゾート、水産業振興、国際交流等の拠点を形成すべく、保安水域の解除、港湾計画の変更、埋立申請に向けての作業を行うことを謳う(丙A10)。
平成 4年 3月		【県】生涯学習拠点構想への位置付け	・ 県教育委員会が、東部海浜地区を生涯学習拠点構想の重点整備地区に位置付ける。
平成 4年 3月		東部海浜地区自然環境保全検討委員会意見	・ 各分野の専門家等により構成される検討委員会から、環境保全上の配慮事項等についての意見を得る。
平成 4年 9月		新港地区第二次埋立事業	・ 新港地区の土地(現うるま市部分)が造成される(～平成19年)。
平成 7年 5月		新港地区第三次埋立事業	・ 新港地区の土地(現うるま市部分)の造成が開始される(現在も事業継続中)。
平成 7年 10月		市民総決起大会①	・ 東部海浜開発の早期実現に向けて「市民総決起大会」が開催される(主催:沖縄市東部海浜リゾート開発推進協議会、丙E2の1及び2)。
平成 7年 10月		市議会決議②	・ 全会一致で、東部海浜開発計画の早期実現を要請する旨の意見書を採択する(丙E12の1及び3)。
平成 7年 12月		【県】中城湾港湾計画一部変更	・ 中城湾港湾計画が変更され、「泡瀬地区」(東部海浜地区)が同計画の中に位置付けられる。
平成 8年 3月		沖縄市都市マスタープラン	・ 沖縄市の東部南地区(泡瀬ほか)を「海に開けたニュータウンゾーン」と位置付け、東部海浜開発事業を推進することを謳う。
平成 8年 7月		沖縄市新総合計画・第3次基本計画	・ 東部海浜開発計画を推進し、国際交流リゾート、海洋性レクリエーション活動及び情報・教育・文化の拠点形成を目指すことを謳う(丙A11)。
平成 10年 3月		沖縄振興特別措置法の改正	・ 沖縄における産業と貿易の振興を目的として、特別自由貿易地域の制度が認められる。
平成 10年 9月		市長要請(→国)	・ 国(運輸省)に対し、新港地区の浚渫土砂を活用して、泡瀬地区の埋立事業に参画するよう要請する(丙A12)。
平成 10年 9月		【国】事業参画	・ 新港地区の浚渫土砂の処分場として泡瀬地区を活用すべく、埋立事業に参画する。
平成 10年 11月		市議会決議③	・ 全会一致で、東部海浜開発計画の早期着工を要請する旨の意見書を採択する(丙E12の1及び4)。
平成 10年 11月		市民総決起大会②	・ 東部海浜開発の早期実現に向けて「市民総決起大会」が開催される(主催:沖縄市東部海浜リゾート開発推進協議会、丙E3の1及び2)。
平成 10年 12月		市長要請(→国)	・ 国(運輸省)に対し、埋立事業の早期着工を要請する。
平成 11年 3月		新港地区のFTZ指定	・ 新港地区の東側(うるま市部分の一部)が特別自由貿易地域(FTZ)に指定される。
平成 11年 3月		【県】漁業補償交渉の成立	・ 沖縄市漁業組合及び南原漁業組合との間で、漁業補償交渉が成立する。
平成 11年 10月		市長要請(→県)	・ 県に対し、埋立事業の推進を要請する。
平成 12年 3月		第2次沖縄市水産業振興基本計画	・ 中城湾域の特性を活かしたつくり育てる漁業を確立するため、水産資源の維持培養等を進めることを計画する。
平成 12年 10月		市長要請(→国)	・ 国(沖縄総合事務局)に対し、泡瀬地区環境保全に関する検討委員会の設置及び同委員会への沖縄市民の参加を要請する。
平成 12年 10月		市民総決起大会③	・ 東部海浜開発の早期実現に向けて「市民総決起大会」が開催される(主催:沖縄市東部海浜リゾート開発推進協議会)。
平成 12年 12月		【国県】埋立承認・免許取得	・ 国及び県が、埋立面積186haの埋立承認・免許を得る。
平成 13年 2月		【国県】中城湾泡瀬地区環境監視・検討委員会の設置	・ 環境監視、環境保全対策、環境創造手法等の在り方につき助言・指導を行う専門家委員会を設置する。

13年 5月		議員連盟の発足	・市議会の推進派議員(35名中の26名)が「沖縄市議会東部開発を推進する議員連盟」を発足する(現在の名称は「沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟」で、市議会議員30名のうちの23名が所属している。)
13年 8月	市長要請(→国)		・国(内閣府)に対し、埋立事業の推進を要請する。
13年 8月		市民総決起大会④	・東部海浜開発の早期実現に向けて「市民総決起大会」が開催される(主催:沖縄市東部海浜リゾート開発推進協議会)。
13年 10月		市民団体要請(→国県)	・美ら島を創る市民の会(平成13年9月発足)が国(沖縄総合事務局)及び県に対し東部海浜開発事業の早期着工を要請する。
13年 10月	市長要請(→国)		・国(内閣府)に対し、埋立事業の早期着工を要請する。
13年 11月		市民団体決起大会	・東部海浜開発の工事の早期着工を求める総決起大会が開催される(主催:美ら島を創る市民の会)。
13年 12月	市長・市民団体要請(→国)		・市長及び美ら島を創る市民の会が、国(尾身沖縄担当大臣)に対し、市民85,395人の署名と共に埋立事業の早期着工を要請する。
平成 14年 3月	市長要請(→国)		・国(内閣府)に対し、埋立事業の推進を要請する。
14年 3月		第3次沖縄市総合計画・基本構想・第1次基本計画	・国際性、海洋性、市民性を備え、海に開かれた国際交流リゾート拠点(マリンシティ)の形成を目指すことを謳う(丙A13)。
14年 10月		【国】工事着手	・泡瀬地区埋立事業の海上工事を始める。
14年 11月		みなとまちづくり意見交換会	・泡瀬地区の土地利用計画等に関し、16団体(沖縄商工会議所、泡瀬復興期成会等)及び10自治会(海邦町自治会、泡瀬第三自治会等)との間でそれぞれ意見交換を行う(～平成15年3月)。
平成 15年 3月		泡瀬地区開発事業に関する協定書の締結	・県と市が、事業執行の協力や埋立後の役割分担等を確認する協定書を締結する。(丙A22)。
15年 6月		【国県】中城湾泡瀬地区環境監視委員会の設置	・泡瀬地区環境監視・検討委員会(平成13年2月設置)から、工事実施に伴う環境影響の評価等を行う専門家委員会を分離して設置する(～現在)。
15年 7月		【国県】中城湾泡瀬地区環境保全・創造検討委員会の設置	・泡瀬地区環境監視・検討委員会(平成13年2月設置)から、環境保全措置の検討等を行う専門家委員会を分離して設置する(～現在)。
15年 7月		みなとまちづくり懇談会の設置	・東部海浜地区に関し、将来のみなとまちづくりについて広く市民から意見・要望を聴取・集約することを目的として設置する(～平成18年2月)。
15年 7月		議員要請(→国県)	・市議会議員団が国(内閣府)及び県に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
15年 7月		市民団体要請(→県)	・14団体(沖縄商工会議所、泡瀬復興期成会等)が県に対し、埋立事業の円滑な推進等を要請する。
15年 11月	市長要請(→国県)		・国(沖縄総合事務局)及び県に対し、埋立事業の早期推進を要請する。
平成 16年 3月		第3次沖縄市国土利用計画	・環境と共生する出島方式による国際交流リゾート拠点(マリンシティ)の形成を目指すことを謳う。
16年 8月	市長要請(→国)		・国(国土交通省)に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
16年 6月		市民団体要請(→国)	・東部海浜リゾート開発推進協議会が国(国土交通省)に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
16年 7月		市民団体要請(→県)	・美ら島を創る市民の会が県に対し、東部海浜開発事業の早期推進を要請する。
16年 8月		市民フォーラム	・美ら島を創る市民の会が、「今なぜ泡瀬か」と題して、講演会やパネルディスカッションを開催する。
平成 17年 5月		住民訴訟(前訴)の提起	・公金支出差止を求める住民訴訟(前訴)が提起される。
17年 7月	市長要請(→国)		・国(内閣府)に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
17年 7月		市民団体要請(→国)	・東部海浜リゾート開発推進協議会が国(国土交通省)に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
17年 8月		市民団体要請(→県)	・美ら島を創る市民の会等が、国(沖縄総合事務局)及び県に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
17年 8月		泡瀬地区環境利用学習推進連絡会の設置	・泡瀬地区における環境学習を継続・発展させることを目的として、関係する専門家や機関・団体等の間の連絡会を設置する(～現在)。
平成 18年 1月		【県】工事着手	・泡瀬地区埋立事業の海上工事を始める。
18年 5月		東門市長就任	・東門が、本件海浜開発事業につき「情報を公開し、市民の意見を集約して判断する。」旨を公約に沖縄市長選挙に立候補して当選し、市長に就任する(丙E10)。
18年 6月		市議会決議④	・賛成多数で、東部海浜開発計画の早期完成を要請する旨の意見書を採択する(丙E12の1及び5)。
18年 12月		東部海浜開発事業検討会議	・変更前の土地利用計画を前提とした本件海浜開発事業を客観的かつ多角的な視点から精査するとともに、公平公正な観点から情報を公開することを目的として東部海浜開発事業検討会議を設置する。同会議において、学識者や公募市民委員らが、関係資料の精査、現地視察、事業に関心をもっている団体(埋立反対の意見を持つ、原告らの母体「泡瀬干潟を守る連絡会」等を含む。)及び国・県からの聞き取り調査等の実施をしながら、本件海浜開発事業について議論を交わし、市長に対して報告を行う(～平成19年7月)。(被告沖縄市長準備書面(8)・2頁以下、丙E15、丙E16の1ないし11)
平成 19年 2月		市民団体要請(→国)	・東部海浜リゾート開発推進協議会が国(沖縄総合事務局)に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
19年 3月		第3次沖縄市総合計画・第2次基本計画	・経済社会の変化をとらえた土地利用などの情報を精査・公開し、今後の事業のあり方を検討することを謳う(丙A14)。
19年 7月		議員連盟要請(→国県)	・沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟が県に対し、埋立事業の早期完成を要請する。
19年 9月		市議会決議⑤	・賛成多数で、東部海浜開発事業の早期完成を要請する旨の意見書を採択する(丙E12の1及び6)。
19年 9月		市民団体要請(→市)	・東部海浜リゾート開発推進協議会が市に対し、東部海浜開発事業の推進を要請する。
19年 12月		本件方針表明	・東門が、東部海浜開発事業検討会議の報告や関係者意見等を総合的に検討した結果、「第1区域は土地利用計画の見直しを前提に推進、第2区域は推進困難」との方針を表明する(被告沖縄市長準備書面(5)・2頁以下、同(8)・3頁以下)。
平成 20年 8月		土地利用計画見直しに着手	・土地利用計画の見直しに着手する。コンサルダント会社と業務委託契約を締結する。
20年 9月		東部海浜開発土地利用計画見直し100人ワークショップ	・土地利用計画見直しのための意見収集を行うため、市民を公募し、100人WSを設置する。100人WSは、全3回に渡って開催され、のべ136名の市民が参加し、9つの市民意見が提出される(平成20年11月～平成21年2月)。(被告沖縄市長準備書面(1)・6頁、丙E4の1及び2、丙E5、丙E6、丙A1・7-1～7-69頁)
20年 10月		サンゴ移植①	・市が主体となって、埋立てにより消失する第1区域内のサンゴを採捕し、新港地区へ移植する(甲C64)。
20年 11月		前訴1審判決	・一切の公金支出等を禁ずる旨の判決が下される(甲E1)。
20年 12月		控訴提起	・市長及び県知事が控訴する。

20年 12月		市民団体要請(→市)	・ 東部海浜リゾート開発推進協議会及び沖縄市東部地域の発展を考える会が市に対し、東部海浜開発事業の推進を要請する。
20年 12月	市長要請(→国)		・ 国(内閣府沖縄振興局及び国土交通省港湾局)に対し、土地利用計画の策定及び東部海浜開発事業に対する支援を要請する。
平成 21年 1月	市長要請(→国)		・ 国(内閣府)に対し、東部海浜開発事業に対する支援を要請する。
21年 2月		議員連盟・市民団体要請(→国県)	・ 沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟及び市民団体(東部海浜リゾート開発推進協議会、沖縄市東部地域の発展を考える会(平成20年に設立された地元有志の団体))が、国(内閣府及び国会議員)、県(県庁及び県議会議員)に対し、埋立事業の早期完成等を要請する。
21年 3月		第3次沖縄市総合計画・第2次基本計画の一部改訂	・ 本件方針表明(平成19年12月)に基づき、市民参画のもと土地利用計画の見直し等を行っていくことを謳う(丙A23)。
21年 4月		沖縄市活性化100人委員会東部海浜開発土地利用計画見直し部会	・ 100人WSの市民意見を踏まえ、より具体的な土地利用計画の市民案を作成することを目的として、公募された市民による見直し部会を設置する。全26回に渡って開催された見直し部会において、最終的に2つの市民案がまとまり、市長に対して意見報告を行う(～平成21年11月)。(被告沖縄市市長答弁書・7頁以下、被告沖縄市市長準備書面(1)・6頁以下、丙E7、丙E8の1ないし26、丙A1・7-70～7-75頁、甲E6)
21年 5月		東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会	・ 土地利用計画作成の進め方、計画の有効性・妥当性に対して指導・助言を得ることを目的として、東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会を設置する。全5回に渡って開催された同委員会において、都市計画、経済等の専門家や観光・商工業関連の団体の代表者、行政職員らが、100人WSの市民意見や見直し部会の検討状況を取り込んで沖縄市が作成した複数の案を検討し、土地利用計画の有効性・妥当性等について協議を行い、最終的に、第2案(スポーツコンベンション拠点の形成案)を同委員会の案として選定する(～平成22年3月)。(被告沖縄市市長答弁書・8頁以下、被告沖縄市市長準備書面(1)・7頁以下、丙E9の1ないし5、丙A1・2-1～2-3頁及び6-1～6-29頁)
21年 6月		サンゴ移植②	・ NPO法人が主体となって、埋立てにより消失する第1区域内のサンゴを採捕し、新港地区へ移植する(甲C66)。
21年 9月		第1回企業ヒアリング	・ 東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会第3回委員会において土地利用計画案が2つに絞り込まれたため、どちらの案が良いか、事業の魅力はあるかを聴取すると共に、より魅力を高めるための方策及び導入機能や事業の進め方につき、民間企業から意見を収集する(～平成21年12月)。ヒアリング結果は、第4回委員会にて報告される。(被告沖縄市市長答弁書・9頁以下、丙A1・5-25～29頁、丙E9の4・資料-2)
21年 9月		市議会決議⑤	・ 賛成多数で、東部海浜開発事業の早期完成を要請する旨の意見書を採択する(丙E12の1及び6)。
21年 10月		市民団体要請(→県)	・ 市民団体(東部海浜リゾート開発推進協議会、沖縄市東部地域の発展を考える会、美ら島を創る市民の会)が、県に対し、東部海浜開発事業の早期完成を要請する。
21年 10月		前訴2審判決	・ 調査費及びこれに伴う人件費を除く一切の公金支出等を禁ずる旨の判決が下される(甲E2)。
21年 10月	市長見解		・ 「前訴2審判決が示すところに基づき、第1区域は土地利用計画を策定し、埋立て及びその後の土地利用の実現を目指す。第2区域は中止をもって臨む」旨の見解を表明する。
平成 22年 2月		第2回企業ヒアリング	・ 土地利用計画の有効性について更なる検証を行うため、事業参加が期待される民間事業者等(供給者側)から事業参加に向けた魅力度の確認やより魅力を高めるための課題等の意見を聴取し、観光団体・企業等(利用者側)から将来的な需要や事業の魅力等の意見を聴取する(～平成22年3月)。(被告沖縄市市長答弁書・10頁、被告沖縄市市長準備書面(1)・8頁、丙A1・5-30～34頁)
22年 3月		沖縄市都市マスタープラン	・ 東部海浜開発地区について、中心市街地活性化方策と連携し、スポーツコンベンション拠点として土地利用することを検討することを謳う。
22年 4月		市議会決議⑦	・ 賛成多数で、東部海浜開発事業の早期完成を要請する旨の意見書を採択する(丙E12の1及び6)。
22年 5月		東門市長就任(再選)	・ 東門が、「第1区域は土地利用計画を見直して、市の将来の発展につなげたい。第2区域は中止で臨む。」旨を公約に沖縄市長選挙に立候補して再度当選し、市長に就任する(丙E11)。
22年 5月		第3回企業ヒアリング	・ 東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会にて選定された第2案(スポーツコンベンション拠点の形成案)に関心を示している企業3社から、将来的な事業進出の意向を聴取する。3社のうち2社は現地視察を行っていること及び2社(宿泊施設及び商業施設)が進出意向を有していることを確認する(～平成22年6月)。(被告沖縄市市長答弁書・10頁、被告沖縄市市長準備書面(1)・8頁、甲B6、丙B3)
22年 7月		本件沖縄市案	・ 土地利用計画の市案を策定し、公表する(丙A1・参-1～参-23頁、甲B1)。
22年 8月		国が本件沖縄市案を了承	・ 国(前原沖縄担当大臣)が、有識者からのヒアリング結果等の独自調査を踏まえて本件沖縄市案を了承し、事業を再開する方針を決定する(甲E12、甲E13)。
22年 11月		市長要請(→国)	・ 国(内閣府及び財務省)に対し、東部海浜開発事業の早期実現を要請する。
22年 12月		東南植物楽園閉園	・ 東南植物楽園が一時閉園する。
平成 23年 2月		議員連盟・市民団体要請(→県)	・ 沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟及び市民団体(東部海浜リゾート開発推進協議会、沖縄市東部地域の発展を考える会、美ら島を創る市民の会)が県(県庁及び県議会)に対し、東部海浜開発事業の早期実現を要請する。
23年 3月		【県】中城湾港港湾計画一部変更	・ 土地利用見直しを受け、港湾計画の一部が変更される。
23年 4月		【国県】埋立土地利用変更等の申請	・ 土地利用計画見直しに伴い、埋立土地利用変更等を申請する(埋立面積186ha→95ha)。
23年 6月		第4次沖縄市総合計画・基本構想・前期基本計画	・ 埋立を促進すると共に、景観形成や誘客に向けた方策の検討、企業の立地しやすい条件の整備などに取り組むこと等を謳う。
23年 7月		【県】住民監査請求却下	・ 沖縄県監査委員が、「住民監査請求の要件を欠き不合法である」ことを理由に原告らがした住民監査請求を却下する(甲E18)。
23年 7月	市長要請(→国県)		・ 国(沖縄総合事務局)及び県に対し、泡瀬地区及び新港地区の整備促進を要請する。
23年 7月		【市】住民監査請求却下	・ 沖縄市監査委員が、「住民監査請求の要件を欠き不合法である」ことを理由に原告らがした住民監査請求を却下する(甲E20)。
23年 7月		【国県】埋立土地利用変更等の承認ないし許可	・ 埋立土地利用変更等の承認ないし許可を受ける。
23年 7月		住民訴訟(本訴)の提起	・ 公金支出差止めを求める住民訴訟(本訴)が提起される。
23年 7月		議員連盟・市民団体要請(→県)	・ 沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟及び市民団体(東部海浜開発推進協議会(旧「東部海浜リゾート開発推進協議会」)、沖縄市東部地域の発展を考える会、美ら島を創る市民の会)が県に対し、埋立事業による早期の土地造成を要請する。
23年 8月		議員連盟・市民団体要請(→国)	・ 沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟及び市民団体(沖縄市東部海浜開発推進協議会、沖縄市東部地域の発展を考える会、美ら島を創る市民の会)が国(沖縄総合事務局)に対し、早期の土地造成を要請する。
23年 10月		【国】工事再開	・ 国が泡瀬地区埋立事業の工事を再開する。
23年 11月	市長要請(→国)		・ 国(内閣府及び国土交通省)に対し、泡瀬地区及び新港地区の整備促進を要請する。

23年 11月		【県】工事再開	・県が泡瀬地区埋立事業の工事を再開する。
平成 24年 1月	市長要請(→国)		・国(内閣府)に対し、埋立事業の早期整備を要請する。
24年 1月		議員連盟・市民団体要請(→国)	・沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟及び市民団体(沖縄市東部海浜開発推進協議会、沖縄市東部地域の発展を考える会、美ら島を創る市民の会)が国(内閣府)に対し、事業の早期実現を要請する。
24年 3月		沖縄市観光戦略プラン	・スポーツコンベンション拠点の形成に寄与する東部海浜開発事業を推進することを謳う。
24年 12月		市議会決議⑧	・賛成多数で、東部海浜開発事業の早期完成を要請する旨の意見書を採択する(丙E13の1ないし8, 丙E14)。
平成 25年 1月	市長要請(→国)		・国(沖縄総合事務局)に対し、東部海浜開発事業の早期実現を要請する。
25年 1月	市長要請(→国)		・国(内閣府)に対し、新港地区国際物流ターミナル整備事業及び東部海浜開発事業の早期実現を要請する。
25年 1月		議員連盟・市民団体要請(→国県)	・沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟及び市民団体(沖縄市東部海浜開発推進協議会、沖縄市東部地域の発展を考える会、美ら島を創る市民の会)が国(内閣府及び国土交通省)及び県に対し、事業の早期完成を要請する。
25年 3月		第4次沖縄市国土利用計画	・環境との共生や自然災害に配慮しつつ、新たな雇用の創出や地域経済の活性化を促進し、市土の発展に寄与する拠点形成に向けた土地利用を進めることを謳う。
25年 3月		第3次沖縄市水産業振興基本計画	・東部海浜開発地区において栽培漁業センターの整備実現に向けて、関係機関・団体等との調整・協議を行うことを計画する。
25年 7月		東南植物楽園再開(予定)	・一時閉園していた東南植物楽園がリニューアルして再開する(予定)(丙B13)。